平成２７年（フ）第７３４６号
東京都新宿区新宿２丁目11番４号
破産者　豊亜興商株式会社
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５７２号
埼玉県熊谷市柿沼334、住民票上の住所東京都新宿区新宿５丁目10―６　宮崎ビル201
破産者　麻生　良史
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６６号
東京都目黒区中目黒２丁目７―14―607
破産者　玉野　雅弘
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６２５号
東京都府中市美好町１丁目22―10―101
破産者　安藤　　元
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６３３号
東京都青梅市富岡３丁目1051
破産者　山中　　純
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６６７号
東京都練馬区旭町３丁目２番８号
破産者　株式会社Ｈ・Ｉ・Ｔテクノサービス
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８１５号
東京都板橋区南町15―５―603
破産者　遠藤　祐明
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８１６号
東京都板橋区南町15―５―603
破産者　遠藤　詩織
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１９号
茨城県古河市仁連1927番地12
破産者　有限会社リライアンス
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２０号
東京都足立区千住元町11―14―204、開始決定時の住所千葉県松戸市常盤平５－４－２常盤平五香寮409
破産者　中澤　則勝
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２０４号
東京都世田谷区代田３丁目23番38号　代田フラッツ104、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区代田３丁目23番38号
破産者　有限会社サンファン
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２０５号
東京都港区南麻布５丁目２―40―202
破産者　草間　崇雄
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５号
埼玉県草加市松江６丁目７番５号
破産者　有限会社ＤＣＴ
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０６号
東京都中央区日本橋箱崎町１番11号
破産者　株式会社アメリア
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２号
東京都墨田区押上１丁目18番６号
破産者　有限会社宮下そば店
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２３号
東京都墨田区押上２丁目25―12
破産者　宮下　博光
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目１　１―203
破産者　齊藤　　樹
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３０号
千葉県長生郡一宮町新地甲2509―５
破産者　秋　かえで
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１号
東京都足立区伊興５丁目22―７―304
破産者　石之脇秋文
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９号
東京都江戸川区船堀３丁目５－１―1305
破産者　小坂　正茂（旧姓伴）
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４号
東京都青梅市吹上222番地の１　コンフォールＡ　102
破産者　高橋　玲子（旧姓西田）
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１７号
埼玉県朝霞市浜崎４丁目６－３―103
破産者　岡林　寛人
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部